

オブザーバーの視点から ABS関連議題について

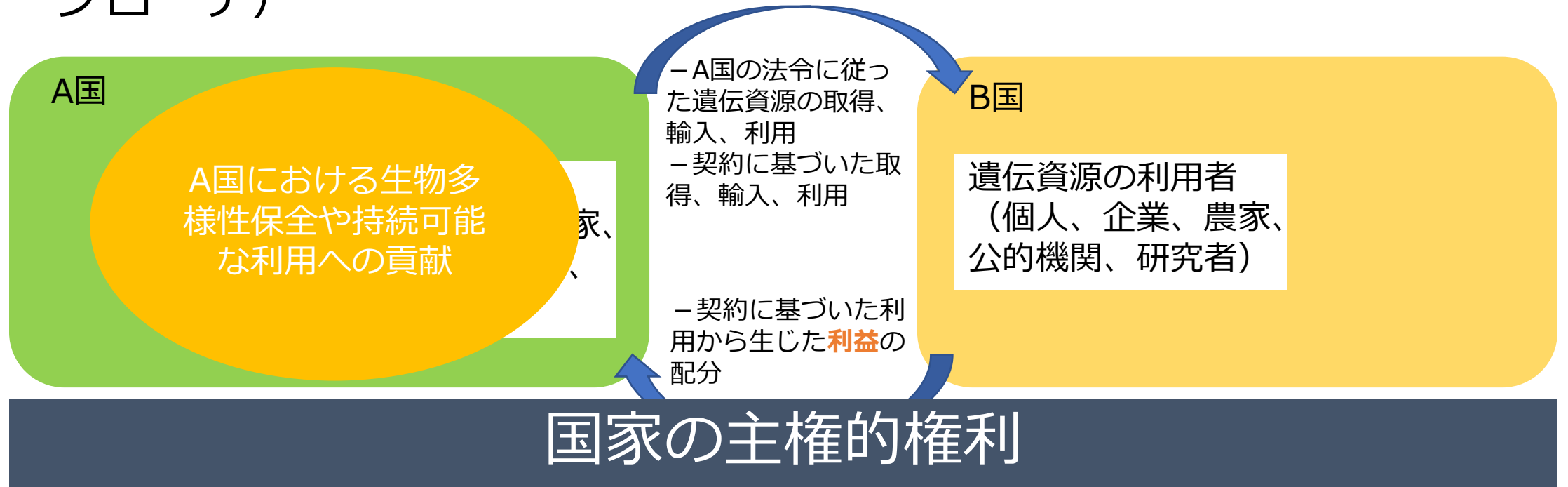
2021年6月28日（月）

総合地球環境学研究所 研究員 小林邦彦

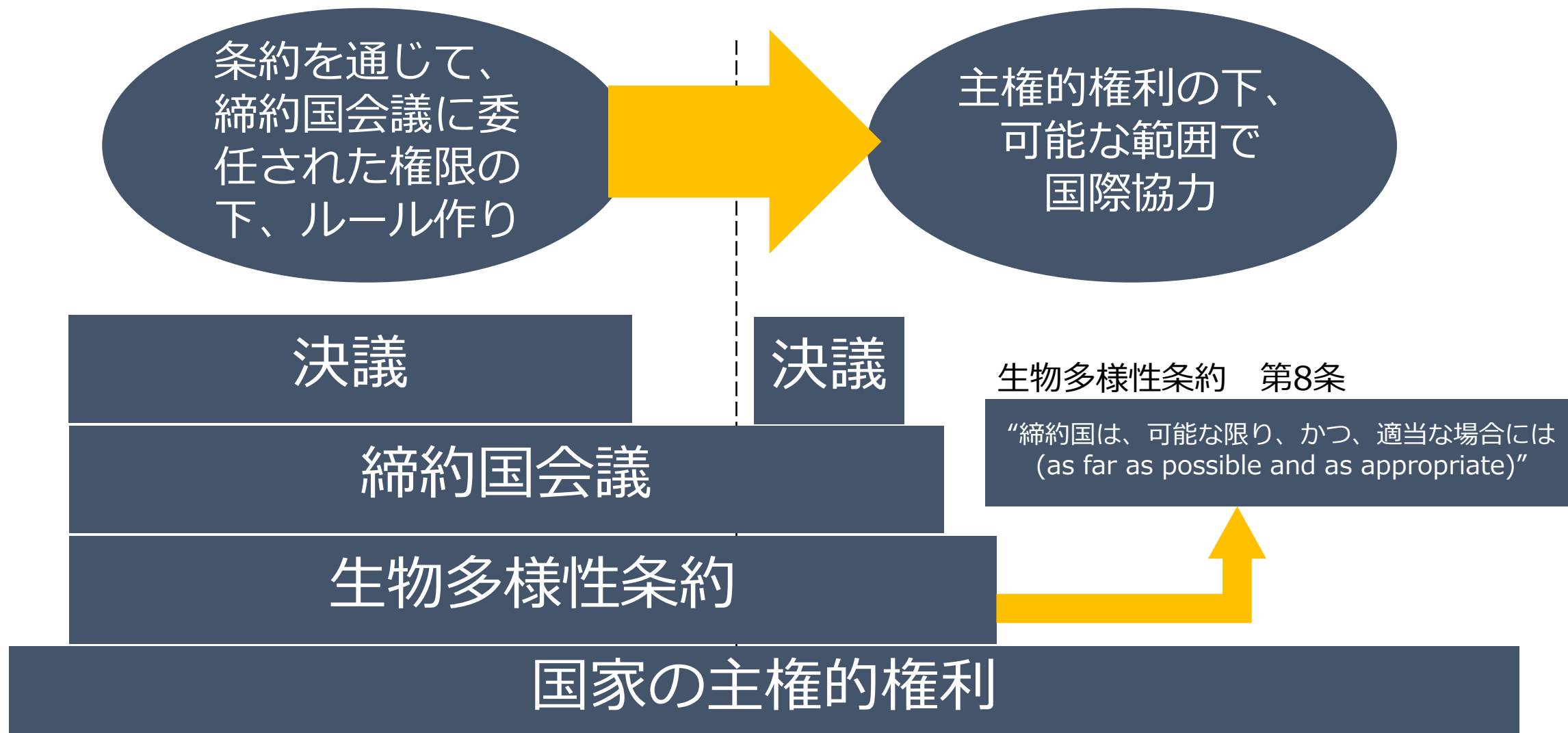
本発表内容は、組織を代表したものではなく、個人的な見解を示したものです。
発表で使用了した図表は、原則引用しないで下さい。引用を希望される場合は、
発表者にご相談ください。

CBDにおけるABSとは

- 利益配分（Benefit Sharing）を通じた生物多様性保全や持続可能な利用に関する仕組み
- 遺伝資源 = 特定の遺伝的形質に着目した資源
- 国ごとに遺伝資源の取得に関するルールが整備。（バイラテラルアプローチ）



CBDの枠組み



COP10とCOP15の争点の比較

COP10

1. ABS・名古屋議定書
2. 生物多様性条約戦略計画・愛知目標
 - 2.1 資源動員戦略（CBD第20条、第21条）

COP15

1. ABS・遺伝情報（Digital Sequence Information on genetic resource）（CBD第15条、NP第10条）
2. 生物多様性条約戦略計画・ポスト愛知目標
 - 2.1 資源動員戦略（CBD第20条、第21条）
 - 2.2 科学的・技術的協力・技術移転に関するメカニズムの構築（CBD第18条）

マルチラテラリズムの強化となるのか？

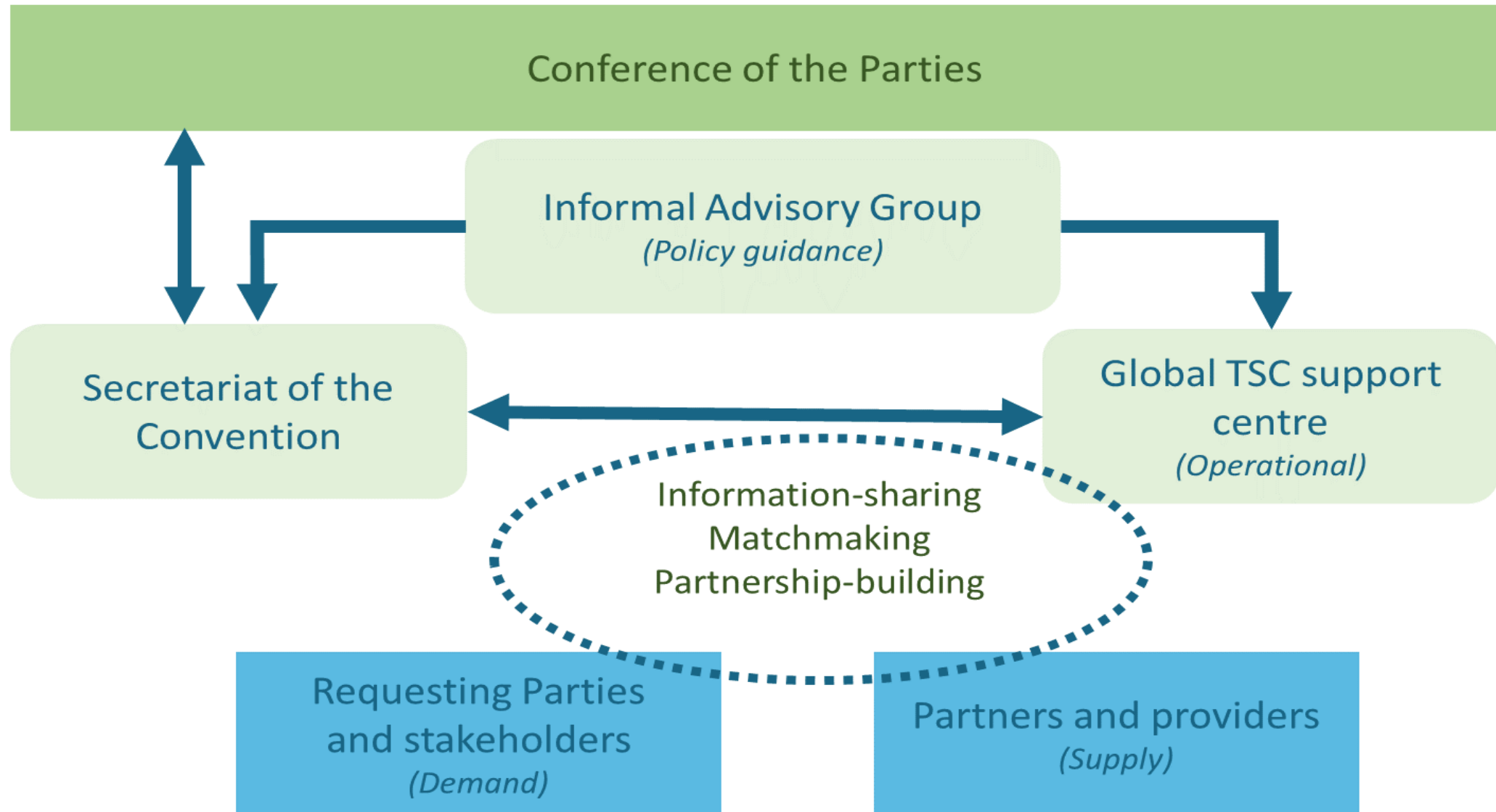
Digital Sequence Information on genetic resource

- 詰めめの議論は、OEWG3で議論されるものの、、、
- ポスト2020年目標、資源動員戦略、科学的・技術的協力や技術移転に関する議題など、随所に関連する発言。
- ブラジル、アフリカグループなどの開発途上国は、DSIに関する合意なしにポスト2020年目標も合意できない。
- 名古屋議定書第10条で言及される“ Global Multilateral Benefit Sharing Mechanism”の必要性を合意し、そのメカニズムの具体的な態様を議論したい開発途上国。しかし、必要性は認められていないとする先進諸国。

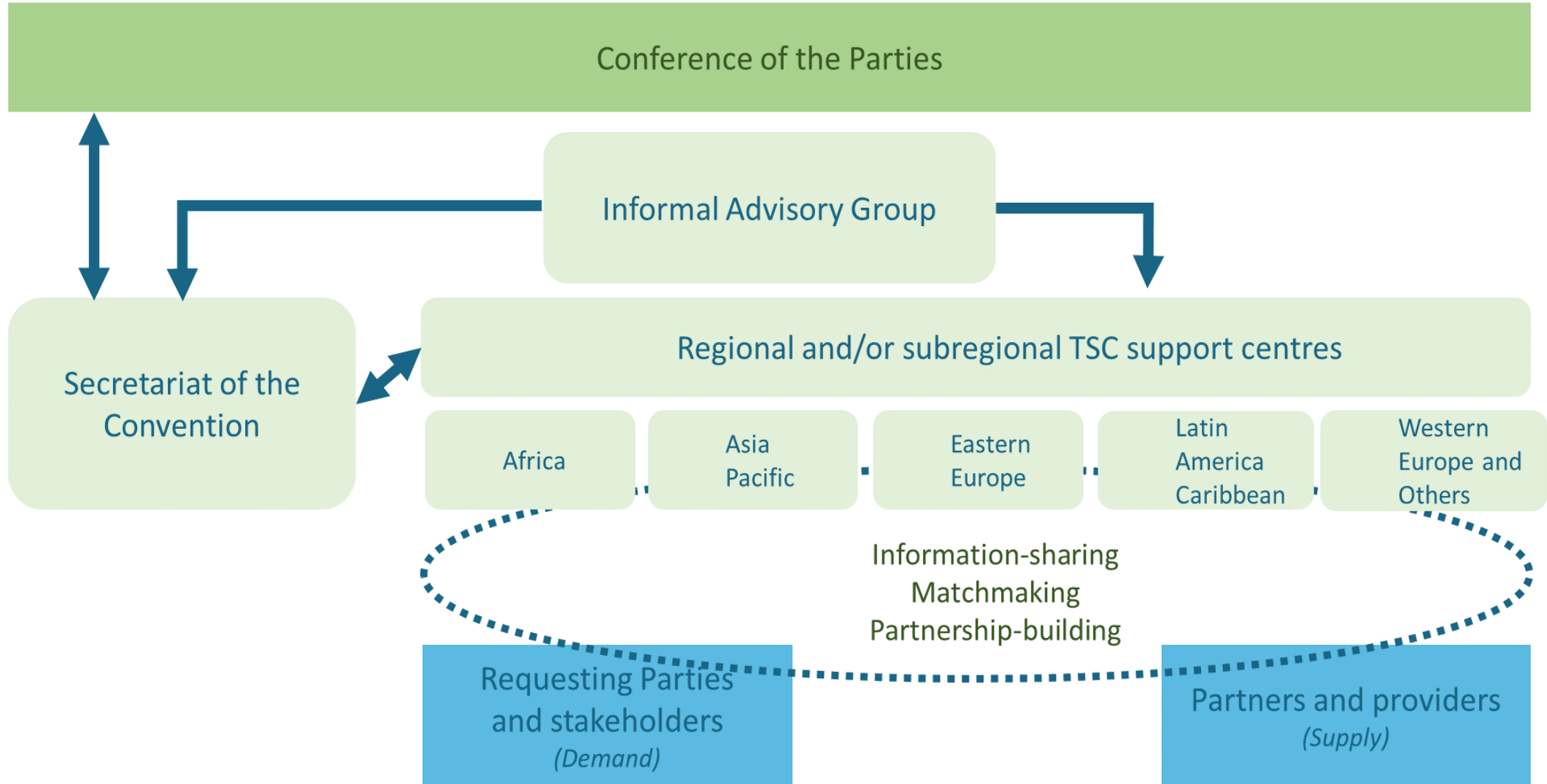
科学的・技術的協力・技術移転に関する メカニズム

- ポスト2020年目標を支援するためのメカニズムとして、生物多様性のための技術的・科学的協力支援センター（technical and scientific support center）をグローバルレベル・地域レベル（ハイブリッド方式）に設定すること提案（事務局案）。
- メカニズムを通じて、技術提供者と技術提供を求める当事者（主に開発途上国）をマッチングさせる機能を持たせる。

技術・科学協力を支援するための グローバルな制度的メカニズムの模式図（オプションA）



技術・科学協力を支援するための 地域的な制度的メカニズムの模式図（オプションB）



科学的・技術的協力・技術移転に関するメカニズム

- ・ 論点の1つ 技術的・科学的協力支援センターを設置するかどうか

技術的・科学的協力支援センターの設置することは、GBFを実施していく上で必要なステップであるとする立場（ブラジル、コロンビア、エチオピア、モロッコ、南アフリカ、ウガンダ）

構築することは認めつつも複数の課題や詳細を議論していく必要があるとする立場（EU、UK、メキシコ）

（構築する必要があるかどうかは言及せず、）複数の課題、例えば、既存の国連機関による取り組みや仕組みとの重複などを検討する必要があるという立場（スイス、ノルウェー）

設置は時期尚早だとする立場（カナダ）

企業活動と生物多様性

生物多様性ビジネス貢献プロジェクトで日本の取組を発信

- 2020年11月、環境省と経団連で「生物多様性ビジネス貢献プロジェクト」を立ち上げ、協力して取り組むことで合意。
- 日本企業は、そのビジネス活動を通じて生物多様性の保全に貢献している。ポスト2020生物多様性枠組の各目標の達成に寄与する技術、製品・サービスにより、海外からのニーズ、ビジネスチャンスが見込める。このプロジェクトを通じて、各目標と企業活動の関係を明らかにする。

ポスト2020生物多様性枠組

20の目標

D(c) ツールと解決策

13. 計画、政策、会計、開発プロセスへの生物多様性の価値の主流化、影響評価への統合
14. 持続可能な生産、サプライチェーンにより経済活動の影響[50%]削減
15. 持続不可能な消費をなくす
16. バイオセーフティー 措置の確立・実施により影響を[x]削減
17. 最も有害な補助金[x]削減、その見直し。奨励措置の生物多様性に有益又は中立性の確保
18. 国内・国際資金[x%]増加、能力構築、技術、科学協力
19. 啓発、教育、研究により、YKを含む質の高い情報の生物多様性管理への利用の確保
20. 生物多様性に関連する意志決定への公平な参加、先住民族、女性、若者の権利確保

D(a) 脅威の縮小

1. 陸域/海域の[50%]以上を空間計画下に置き、自然生態系の[x%]再生を可能にする。
2. 陸域/海域重要地域を中心に[30%]保護
3. 種の回復・保全、野生生物との軋轢[x%]減
4. 種の採取、取引、利用を合法、持続可能に
5. 外来生物 侵入率[50%]減少、優先度の高い地域での影響[50%]減少
6. 富栄養化[x%]、殺生物剤[x%]、プラ廃棄物[x%]削減を含む、汚染物の人及び生物多様性に有害とならない範囲までの低減
7. NbS、EbAによる緩和・適応、防災・減災の増加

D(b) 人々の要請に応える

8. 種の持続可能な管理による栄養、食料安全保障、生計、健康、福利の確保
9. 農業生態系等のレジリエンスと持続可能性を支えることにより生産性ギャップ[50%]減
10. NbS、BbAにより[x百万人]にとっての大気、災害、水の質と量の調節に貢献
11. 緑地、親水空間へのアクセス[100%]増加
12. ABSにより保全・持続可能な利用に配分される利益を[x]増加

各目標と企業活動の対応関係を、見やすく分かりやすく示す



ご清聴ありがとうございました。

総合地球環境学研究所研究部 小林邦彦

kunihiko.k@chikyu.ac.jp

本発表内容は、組織を代表したものではなく、個人的な見解を示したものです。
発表で使用了した図表は、原則引用しないで下さい。引用を希望される場合は、
発表者にご相談ください。